

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第 1 0 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町 1 7 3 2 番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン本荘ショッピングセンター

秋田県由利本荘市石脇字田尻 1 外

(3) 変更しようとする事項

①駐車場の位置及び収容台数

②駐輪場の位置及び収容台数

③荷さばき施設の位置及び面積

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

⑤大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

⑥荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更の年月日

令和 7 年 7 月 2 2 日

(5) 変更する理由

店舗棟新設に伴う店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日

令和6年11月21日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和6年11月21日から令和7年3月21日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由